



山形県公報

平成18年11月7日(火)
第1790号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則.....(経営安定対策課)...1416

### 告 示

平成8年4月県告示第370号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第11条の2に規定する知事が定める金額及び同条第2号に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるもの)の一部改正.....(人 事 課)...1417

有害図書類の指定.....(女性青少年政策室)... 同

争議行為を行う旨の通知.....(雇用労政課)...1418

土地改良区の役員の退任の届出.....(村山総合支庁農村計画課)...1420

土地改良区の役員の就任の届出.....( 同 )...1421

地域森林計画の案の縦覧.....(森 林 課)... 同

地域森林計画の変更の案の縦覧.....( 同 )...1422

民有保安林の指定施業要件の変更.....( 同 )... 同

道路の区域の変更.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...1423

一般国道の供用の開始.....( 同 )... 同

道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)... 同

開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)... 同

同.....( 同 )...1424

同.....( 同 )... 同

同.....(置賜総合支庁建築課)... 同

### 教育委員会関係

#### 訓 令

山形県立加茂水産高等学校の職員の旅行手当の額を定める規程の一部を改正する訓令.....1425

### 公安委員会関係

#### 告 示

指定講習機関の名称等変更の届出..... 同

運転免許取得者教育認定変更の届出..... 同

### 公 告

平成18年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集.....(市町村課)...1426

大規模小売店舗の変更の届出.....(商業経済交流課)... 同

### 正 誤

## 規 則

山形県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第118号

山形県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県農業改良資金貸付規則(平成14年8月県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

| 資 金                                                                                                                                   | 貸 付 対 象 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金                                                                                                                | <p>(1) 認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5に規定する経営改善計画、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項に規定する果樹園経営計画又は持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項に規定する導入計画の認定を受けた農業者(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項に規定する導入計画の認定を受けた農業者にあつては、認定に係る導入計画に従つて同法第2条に掲げる持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。)をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 認定就農者(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第4条第4項に規定する者をいう。以下同じ。)(経営開始後5年以内であり、かつ、認定後10年以内の者に限る。)</p> <p>(3) 集落営農組織(法人格を有しない団体で知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、農業者等のうち知事が適当と認める者</p> <p>(1) 認定農業者(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項に規定する導入計画の認定を受けた農業者を除く。)</p> <p>(2) 集落営農組織</p> <p>認定農業者(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項に規定する導入計画の認定を受けた農業者を除く。)</p> |
| (2) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (3) 家畜の購入又は育成に必要な資金                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (4) 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (5) 農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。)について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (6) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (7) 能率的な農業の技術又は経営方法を取得するための研修を受けるのに必要な資金                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (8) 品種の転換を行うのに必要な資金                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (9) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (10) 営業権、商標権その他無形固定資産の取得又は研究開発費その他繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる資金<br/>                 イ 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費（種苗費、肥料代、農薬費、燃料費等）、雇用労賃並びに機械及び施設の修理費であって、農業改良措置の導入に係る初度的なものに限る。）に充てるのに必要な資金<br/>                 ロ 農作業を受託する場合に必要な資金（農作業を受託する旨の契約による受託料に相当するものに限る。）</p> | <p>(1) 認定農業者<br/>                 (2) 認定就農者（口の資金に限る。）<br/>                 (3) 集落営農組織<br/>                 (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、農業者等のうち知事が適当と認める者（口の資金に限る。）</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別記様式第3号（裏面）第1条第5号及び別記様式第7号（裏面）第2条第5号中「破産、」を「破産手続開始若しくは」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第1012号

平成8年4月県告示第370号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第11条の2に規定する知事が定める金額及び同条第2号に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるもの）の一部を次のように改正する。

平成18年11月7日

山形県知事 齋 藤 弘

2 条例第11条の2第3号に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものの項に次の1号を加える。

(3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）

山形県告示第1013号

山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成18年11月7日

山形県知事 齋 藤 弘

（ 図 書 ）

| 指定番号 | 題 名                | 図書コード      | 発 行 所 等     | 指定の理由                               |
|------|--------------------|------------|-------------|-------------------------------------|
| 8487 | レディースコミック・タブー 11月号 | 19673 - 11 | 三 和 出 版 (株) | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8488 | 危険な愛体験Special 11月号 | 02971 - 11 | (有)つり案内社    |                                     |
| 8489 | 秘密の扉               | 55154 - 07 | (株) 松 文 館   |                                     |
| 8490 | 蜜な毎日               | 57612 - 28 | (株) 竹 書 房   |                                     |
| 8491 | フィール・ヤング 11月号増刊    | 07712 - 11 | (株) 祥 伝 社   |                                     |
| 8492 | 恋愛白書パステル 11月号      | 19625 - 11 | (株) 宙 出 版   |                                     |

|      |                             |              |          |
|------|-----------------------------|--------------|----------|
| 8493 | Young Love Comic aya 11月号増刊 | 18816 - 11   | (株) 宙出版  |
| 8494 | レディース・コミック微熱 11月号           | 09663 - 11   | セブン新社    |
| 8495 | 愛の体験スペシャルDX 11月号            | 11585 - 11   | (株) 竹書房  |
| 8496 | 恋愛熱情ラブパッション 11月号            | 09657 - 11   | (株) 一水社  |
| 8497 | 危険恋愛H                       | 55153 - 89   | (株) 松文館  |
| 8498 | 危険恋愛H                       | 55154 - 01   | (株) 松文館  |
| 8499 | 漫画ローレンス 12月号増刊              | 18388 - 12/1 | (株) 総合図書 |
| 8500 | 激撮 本当にあったHな話 11月号           | 13439 - 11   | (株) ぶんか社 |
| 8501 | 本当にあったみだらな話 12月号            | 18117 - 12   | (株) 一水社  |
| 8502 | ジゲンEX 12月号                  | 05271 - 12   | (株) 大洋書房 |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類  
(図書)

| 番号 | 題名             | 図書コード等   | 発行所等    |
|----|----------------|----------|---------|
| 1  | コミックアムール 11月号  | 03801-11 | (株)サン出版 |
| 2  | ハメっ娘スーパー       | 不明       | でーた出版   |
| 3  | 未成熟 生肌っ娘 vol.2 | 不明       | フォーユー書房 |

(録画テープ等)

| 番号 | 題名               | 区分  | 発行所等         |
|----|------------------|-----|--------------|
| 1  | 私とSEXしませんか・・・? 2 | DVD | 杉並映像         |
| 2  | 琉球強制輪姦           | DVD | (有)グローリークエスト |

#### 山形県告示第1014号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成18年10月26日次のとおり通知があった。

平成18年11月7日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 事 件

年末一時金等の要求に関する件

#### 2 期 間

平成18年11月9日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

|                                |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立病院           | 鶴岡市文園町9番34号        |
| 庄内医療生活協同組合<br>訪問看護ステーションきずな    | 同 日枝海老島159番1号      |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立歯科クリニック        | 同                  |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立リハビリテーション病院    | 同 上山添字神明前38番地      |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立大山診療所          | 同 大山二丁目26番3号       |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立三川診療所          | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9 |
| 庄内医療生活協同組合<br>総合介護センターふたば      | 鶴岡市双葉町13番45号       |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立病院附属クリニック      | 同 文園町11番3号         |
| 医療法人健友会<br>本間病院                | 酒田市中町三丁目5番23号      |
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり        | 同                  |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所              | 同 中町三丁目4番12号       |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき      | 同 中町三丁目3番18号       |
| 医療法人健友会<br>本間病院在宅介護支援センター      | 同 中町三丁目5番23号       |
| 医療法人健友会<br>本間病院ヘルパーステーション      | 同 中町三丁目3番18号       |
| 医療法人健友会<br>認知症対応通所介護施設「楽楽」     | 同                  |
| 医療法人山容会<br>山容病院                | 同 高砂二丁目1番64号       |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院        | 山形市沖町79番1号         |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院     | 同 東原町一丁目12番26号     |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院           | 同 桜町7番44号          |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所    | 東村山郡中山町大字長崎3034番地  |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス | 山形市桜町4番10号         |
| 医療法人社団松柏会<br>桜町わかばクリニック        | 同                  |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ヘルパーステーション     | 同                  |
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき    | 同                  |
| 医療法人社団松柏会                      |                    |

至誠堂とかみクリニック 同 富神前48番5号  
 医療法人篠田好生会 篠田総合病院 同 桜町2番68号  
 医療法人篠田好生会 千歳篠田病院 同 長町二丁目10番56号  
 医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院 天童市鎌田一丁目7番1号  
 医療法人二本松会 山形病院 山形市桜町2番75号  
 医療法人二本松会 上山病院 上山市金谷字下河原1370番地  
 医療法人二本松会 霞城メンタルクリニック 山形市城南町三丁目6番24号  
 医療法人二本松会 精神障害者地域生活支援センター 同 城南町二丁目1番41号

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

山形県告示第1015号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鶴子六沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年11月7日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所            |
|----------|------|---------------|
| 理事       | 伊藤吉夫 | 尾花沢市大字鶴子144番地 |
| 同        | 伊藤忠一 | 同 559番地       |
| 同        | 大類芳一 | 同 741番地       |
| 同        | 千葉千一 | 同 346番地       |
| 同        | 菅野修一 | 同 大字六沢228番地   |
| 同        | 草刈松男 | 同 173番地       |
| 同        | 高橋一夫 | 同 260番地       |
| 同        | 近藤一昭 | 同 973番地       |
| 同        | 藤井富男 | 同 大字下柳渡戸7番地   |
| 同        | 柴崎志一 | 同 大字六沢826番地   |
| 監事       | 池田哲也 | 同 268番地       |

|   |       |   |           |
|---|-------|---|-----------|
| 同 | 菅野喜代治 | 同 | 309番地の2   |
| 同 | 伊藤精一  | 同 | 大字鶴子430番地 |
| 同 | 西塚一太郎 | 同 | 716番地     |

## 山形県告示第1016号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鶴子六沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年11月7日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所            |
|----------|-------|---------------|
| 理事       | 菅野修一  | 尾花沢市大字六沢228番地 |
| 同        | 押切政昭  | 同 361番地       |
| 同        | 高橋一夫  | 同 260番地       |
| 同        | 草刈松男  | 同 173番地       |
| 同        | 大類芳一  | 同 大字鶴子741番地   |
| 同        | 伊藤忠一  | 同 559番地       |
| 同        | 伊藤吉夫  | 同 144番地       |
| 同        | 西塚一太郎 | 同 716番地       |
| 監事       | 伊藤精一  | 同 430番地       |
| 同        | 永沢太吉  | 同 大字六沢265番地   |
| 同        | 菅野喜代治 | 同 309番地の2     |

## 山形県告示第1017号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてるため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成18年11月7日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 森林計画区の名称  
置賜森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間
  - (1) 場所 農林水産部森林課及び1の森林計画区を所管する総合支庁産業経済部
  - (2) 期間 平成18年11月7日から同年12月6日まで
- 3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

山形県告示第1018号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成18年11月7日

山形県知事 齋藤弘

1 森林計画区の名称

- (1) 最上村山森林計画区
- (2) 庄内森林計画区

2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 農林水産部森林課及び1の森林計画区を所管する総合支庁産業経済部
- (2) 期間 平成18年11月7日から同年12月6日まで

3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

山形県告示第1019号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年11月7日

山形県知事 齋藤弘

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年5月9日山形県告示第564号

(2) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

変更しない。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年8月28日山形県告示第1024号

(2) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

変更しない。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和30年8月30日山形県告示第661号

(2) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

変更しない。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び小国町役場並びに飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)



山形県告示第1020号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成18年11月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成18年11月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長       |
|---------------------------------|------|-----------------------|-----------|
| 西村山郡大江町大字左沢字横町404番1から<br>同 上 まで | 旧    | 50.0メートル<br>と<br>42.0 | メートル<br>3 |
| 同 上                             | 新    | 50.0メートル<br>と<br>49.2 | 同 上       |

山形県告示第1021号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年11月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成18年11月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字左沢字横町404番1から  
同 上 まで
- 3 供用開始の期日 平成18年11月7日

山形県告示第1022号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年11月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成18年11月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 最上郡真室川町大字新町字大欠523番5から<br>同 541番1まで | 旧    | 14.0メートル<br>と<br>9.6  | メートル<br>313 |
| 同 上                                | 新    | 25.0メートル<br>と<br>13.6 | 同 上         |

山形県告示第1023号

次の開発行為は、完了した。

平成18年11月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成18年1月26日 指令村総建第5059号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東村山郡中山町大字岡字金田2008番の一部、2009番の一部、2010番の一部、2011番の一部、2012番の一部、2013番の一部、2014番の一部、2015番の一部、2016番の一部、2017番の一部、2018番の一部、2019番の一部、2020番の一部、2021番の一部、2022番の一部、2023番の一部、2024番1の一部の一部、2025番の一部、2026番の一部、2027番の一部、2028番の一部、2029番の一部、2030番の一部、2031番の一部、2032番、2033番1、2033番2、2034番、2035番1、2035番2、2036番、2037番、2038番、2039番、2040番、2041番、2042番、2043番、2044番1、2044番2、2047番、2049番、2052番、2053番、2054番、2057番、2045番、2046番

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

東村山郡中山町大字長崎120番地  
東村山郡中山町土地開発公社

## 山形県告示第1024号

次の開発行為は、完了した。

平成18年11月7日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 許可番号

平成18年5月2日 指令村総建第5002号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

第三工区

東村山郡山辺町大字山辺字南町667番1、667番6

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

東村山郡山辺町大字山辺2889番地3  
川村 實

## 山形県告示第1025号

次の開発行為は、完了した。

平成18年11月7日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 許可番号

平成18年8月23日 指令村総建第5006号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾花沢市北町二丁目3334番、4360番、4367番5、4380番5、4380番6、4783番2、5104番1、5105番1、5168番3、5169番1、4383番4、4391番1、4354番2、4280番2、4277番3、4380番4、4381番、4383番3、3334先(市道-49号)の一部

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

天童市北久野本一丁目7番43号  
エムテックスマツムラ株式会社

## 山形県告示第1026号

次の開発行為は、完了した。

平成18年11月7日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 許可番号

平成18年10月11日 指令置総建第22号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南陽市宮内字桜田526番1、526番2

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

南陽市三間通38番地の1  
章和開発 川井正市

## 教育委員会関係

### 訓 令

山形県教育委員会訓令第8号

県立加茂水産高等学校

山形県立加茂水産高等学校の職員の旅行手当の額を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年11月7日

山形県教育委員会

委員長 伊藤 晴 夫

山形県立加茂水産高等学校の職員の旅行手当の額を定める規程の一部を改正する訓令

山形県立加茂水産高等学校の職員の旅行手当の額を定める規程（平成4年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は三崎港」を「若しくは三崎港又は教育長が別に定める港」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公安委員会関係

### 告 示

山形県公安委員会告示第13号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成18年11月7日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

- 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社楯岡自動車学校
- 変更内容

| 変更に係る事項 | 変 更 前       | 変 更 後               |
|---------|-------------|---------------------|
| 名 称     | 株式会社楯岡自動車学校 | 株式会社さくらんぼドライビングスクール |

山形県公安委員会告示第14号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成18年11月7日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

- 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社楯岡自動車学校
- 変更内容

| 変更に係る事項 | 変 更 前       | 変 更 後               |
|---------|-------------|---------------------|
| 名 称     | 株式会社楯岡自動車学校 | 株式会社さくらんぼドライビングスクール |

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成18年11月7日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 募集期間等

| 募 集 種 目                          | 募集期間                                   | 試 験 期 日         | 試 験 の 概 要                    | 試 験 場 の 位 置 | 試 験 場 の 名 称    | 採用時期                  |
|----------------------------------|----------------------------------------|-----------------|------------------------------|-------------|----------------|-----------------------|
| 2等陸士（男子）<br>2等海士（男子）<br>2等空士（男子） | 平成18年<br>11月7日<br>から同年<br>12月12日<br>まで | 平成18年12月<br>16日 | 筆記試験<br>口述試験<br>適性試験<br>身体検査 | 東 根 市       | 陸上自衛隊神町駐屯<br>地 | 平成19年<br>3月又は<br>同年4月 |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市役所において平成19年3月7日まで縦覧に供する。

平成18年11月7日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ寒河江西店

寒河江市中郷字角田1600番地外

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

### 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

| 名 称         | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社 ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |
| 株式会社 ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 石 黒 晴 美 |
| その他未定       |                |         |

(変更後)

| 名 称         | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社 ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |
| 株式会社 ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 石 黒 晴 美 |

## 4 変更年月日

平成18年9月20日

## 5 届出年月日

平成18年10月10日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年3月7日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤                     | 正                                |
|------------|------------|-----|----|-----------------------|----------------------------------|
| 平成18. 6. 2 | 第1746号     | 849 | 7  | 字院主南1 - 20            | 字院主南1 - 20(次の図に示す部分に限る。)         |
| 同          | 同          | 同   | 15 | (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を | (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を |

平成18年11月7日印刷  
平成18年11月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056